

医療費控除は

明細書を作成して
提出すればOK!!

領収書が提出不要となりました

改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに
“医療費控除の明細書”（集計表）の添付
が必要となりました。

※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

（税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。）

※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。
（医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。）

（注）平成29年分から令和元年分までの確定申告については、医療費の領収書の添付又は提示によることもできます。

令和 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。
※医療保険者が発行する医療費の領等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。
(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

（重要なお知らせ）
があります

2 医療費（上記1以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したのものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 診療・治療		
		<input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス		

2 の 合 計		②	③
医療費の合計	A (②+③)	円	B (③+④)

3 控除額の計算

支払った医療費 （保険金などで補填される金額）	(合計)	円	A
差引金額 （A - B）	(赤字のときは0円)		B
所得金額の合計額			C
D × 0.05	(赤字のときは0円)		D
同と10万円のいずれか少ない方の金額			E
医療費控除額 （E - F）	(最高200万円、赤字のときは0円)		F

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額」に「医療費控除」を記載します。

申告書第一表の「所得金額」の合計欄の金額を転記します。
（注）次の場合は、それぞれの金額を加算します。
・退職所得及び山林所得がある場合・・・その所得金額
・ほかに申告分離課税の所得がある場合・・・その所得金額
（特別控除額の金額）
なお、寡夫寡母の場合には、申告書提出後（提出申告用）の「4 繰上控除」を差し引く計算欄の金額を転記します。

申告書第一表の「所得から差し引かれる金額」の「医療費控除」欄に転記します。

医療費通知に記載された額のうち
「実際に支払った額」
を記載する必要があります。

・医療を受けた人
・病院・薬局
ごとに医療費を合計して記載
します。

※この控除の適用を受ける方は、セルフメディケーション税制の適用を受けることはできません。

医療費控除の申告は
国税庁ホームページ

「確定申告書等作成コーナー」で！

「医療費控除の明細書」も作成できます。

作成コーナー



www.keisan.nta.go.jp



税務署